

# 『産奥会』同窓会

## 令和7年度 臨時総会

日時 令和8年3月13日(金) 12時10分  
会場 岩手県立産業技術短期大学校水沢校  
4階講堂

---

### 次 第

---

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議 事
  - (1) 議 案
    - 議案1号 理事(第21期生)の選任について
  - (2) 報 告
    - 報告第1号 事務局員(第21期生)の選任について
    - 報告第2号 令和7年度事業状況について
    - 報告第3号 令和7年度収支状況について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

---

参考資料 『産奥会』同窓会会則

【お知らせ】

臨時総会終了後に『産奥会』同窓会から新会員の皆さまに卒業記念品の贈呈があります。

## 【議案第1号】 理事（第21期生）の選任について

『産奥会』同窓会会則第7条第2項の規定に基づき、第21期卒業生の中から、次のものを理事として選任する。

（生産技術科卒） 村上 凜（むらかみ りん）

（電気技術科卒） 佐々木 悠馬（ささき ゆうま）

熊谷 海斗（くまがい かいと）

（建築設備科卒） 千金楽 篤（ちぎら あつし）

## 【報告第1号】 事務局員（第21期生）の選任について

『産奥会』同窓会会則第17条第3項の規定に基づき、第21期卒業生の中から、次のものを事務局員として選任したので報告する。

（生産技術科卒） 及川 悠生（おいかわ ゆうき）

（電気技術科卒） 日向 秀（ひなた しゅう）

（建築設備科卒） 小原 優作（おばら ゆうさく）

## 【報告第2号】 令和7年度事業状況について

【令和8年3月13日】

時 期	事 業 内 容
<b>令和7年</b>	
4月9日	■ 母校入学式参列
7月12日	■ 令和7年度第1回理事会の開催
7月12日	■ 母校オープンキャンパス支援
9月27日	■ 令和7年度定例総会の開催
9月27日	■ 母校「楽園祭」支援
10月17～20日	■ 第63回技能五輪全国大会訓練会支援
<b>令和8年</b>	
3月13日	■ 母校卒業式参列
3月13日	■ 令和7年度臨時総会の開催
3月13日	■ 母校卒業生への記念品贈呈（産奥会名入り名刺入れ）
（通年）	■ 『産奥会』同窓会ホームページによる情報発信

## 【報告第3号】 令和7年度収支状況について

○ 令和7年度収支状況 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※見込み

### I 普通会計勘定

#### 1 収入の部

(単位:円)

科目	①予算額	②決算額	①-②	摘要
1 会費	375,000	375,000	0	令和7年度入学者(終身会費予納)25名×@15,000円
2 寄付金	0	0	0	
3 雑収入	541	1,781	-1,240	預金利息等
4 前期繰越金	987,693	987,693	0	
5 資金の取崩(+)	0	0	0	
合計	1,363,234	1,364,474	-1,240	

#### 2 支出の部

(単位:円)

科目	①予算額	②決算額	①-②	摘要
1 会議費	105,000	76,934	28,066	
① 総会費	35,000	29,000	6,000	役職員旅費等
② 理事会費	70,000	47,934	22,066	役職員旅費等
2 事業費	300,000	248,492	51,508	学生会活動への支援、教育振興事業への支援等
3 事務費	226,000	160,372	65,628	通信費、会議案内、ホームページ維持管理、振込手数料等
4 予備費	80,000	0	80,000	
5 次期繰越金	652,234	878,676	-226,442	収入合計-支出(1+2+3+4)
合計	1,363,234	1,364,474	-1,240	

### II 記念事業基金勘定

#### 1 収入の部

(単位:円)

科目	①予算額	②決算額	①-②	摘要
1 前期繰越金	1,229,354	1,230,290	-936	
2 当期繰入金	0	0	0	記念事業等積立金(普通会計勘定から繰入れ金)
3 雑収入	946	290	656	預金利息
合計	1,230,300	1,230,580	-280	

#### 2 支出の部

(単位:円)

科目	①予算額	②決算額	①-②	摘要
1 記念事業費	300,000	0	300,000	母校支援品贈呈
2 次期繰越金	930,300	1,230,580	-300,280	期末基金残高(収入合計-記念事業費)
合計	1,230,300	1,230,580	-280	

### III 資金管理勘定

(単位:円)

科目	①予算額	②決算額	①-②	摘要
1 前期繰越金	2,371,939	2,371,977	-38	
2 当期繰入金	0	0	0	
3 雑収入	38	2,366	-2,328	定期預金利息
4 資金の取崩(▲)	0	0	0	
合計	2,371,977	2,374,343	-2,366	(1+2+3-4)=期末資金残高(⇒次期繰越金)

さんおうかい  
『産奥会』同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『産奥会』同窓会という。

(所在地)

第2条 本会は、岩手県立産業技術短期大学校水沢校に置く。

2 本会は、理事会の承認を得て支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関する事項
- (2) 母校の発展に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認める事項

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 岩手県立産業技術短期大学校水沢校卒業生及び旧岩手県立高度技術専門学院卒業生
- (2) 準会員 岩手県立産業技術短期大学校水沢校在校生
- (3) 特別会員 岩手県立産業技術短期大学校水沢校及び旧岩手県立高度技術専門学院の関係職員
- (4) 賛助会員 本会の趣意に賛意し、理事会において推薦を受け、認められた者

(登録)

第6条 会員は、氏名、住所、その他必要な事項を本会に登録しなければならない。

2 会員は、前項の登録事項に異動があったときは、すみやかに、その旨を本会に届けるものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第8条 理事会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会議に出席し、本会の運営に関し意見を述べることができる。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決定に基づき会務を決定する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第4章 会議

(種別)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員の変更
- (4) 会則の改正
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

- 2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 補欠役員を選任
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 理事会は、総会を招集できない緊急事項について決定することができる。

(開催)

第13条 定例総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、会長若しくは理事会が必要と認めたとき、又は、正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第15条 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決する。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第16条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員、又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数、又は役員の氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領

## 第5章 事務局

(構成員)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員若干名を置くものとする。
- 3 事務局員は、会長が会員の中から選任する。
- 4 会長は、事務局員の中から事務局長及び事務局次長を任命することができる。

(帳簿)

第18条 事務局には、次の帳簿を備えておき、これを整理しておかなければならない。

- (1) 会員台帳
- (2) 議事録
- (3) 会計簿

## 第6章 会費及び会計

(会費)

第19条 正会員は、終身会費として15,000円を納入するものとする。

- 2 臨時に会費を徴収する必要があるときは、総会の議決を経て正会員から徴収することができる。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 雑則

(補則)

第22条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、平成20年8月16日から施行する
- 2 岩手県立高度技術専門学院同窓会規約(平成5年3月17日制定)及び岩手県立産業技術短期大学校同窓会会則(平成18年3月9日制定)は、この会則の施行をもって廃止する。
- 3 この会則施行の日以降、最初に選出する役員の任期及び最初の会計年度の終期は、この会則の規定(第9条及び第26条)にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 4 この会則は、平成28年4月1日から施行する。